

土木工事書類 スリム化ガイド

令和3年4月



鹿児島県 薩摩川内市

目 次

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 工事関係書類のスリム化 | 1 |
| | 施工途中や工事完了に伴う書類として必要なもの | 8 |
| 2 | 工事成績評定対象外の場合 | 10 |
| | 施工途中や工事完了に伴う書類として必要なもの (工事成績評定対象外) | 11 |
| 3 | 工事書類の二重納品防止 | 13 |
| 4 | 増やしていませんか? | 16 |

初 版：平成31年4月

第1回改定版：令和2年3月

第2回改定版：令和3年4月

1 工事関係書類のスリム化

- ◆ 本ガイドでは工事関係書類を必要最小限にスリム化するため、作成・提出書類の削減及び簡素化する項目を紹介しています。
- ◆ 本ガイドを活用し、工事書類削減に向けた積極的な取り組みをお願いします。

*ただし、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。

監督職員・検査職員は、不要な資料の提出・提示を求めない！

受注者は、不要な資料は作成しない！

①変更施工計画書

軽微な変更の場合提出不要！

施工手順・施工方法に変更がなく数量のみの変更の場合、契約金額のみの変更の場合は、変更施工計画書の提出の必要はありません。

②建設副産物関係書類（マニフェスト）

監督職員への提出は、一覧表のみ！

マニフェストは、工事完成書類に添付する必要はありません。

完成検査時に確認できるように準備しておいてください。

③履行報告

**監督職員への提出は、工事打合簿による
月報報告のみ！**

詳細な資料は監督職員への提示とします。

工事完成書類に添付する必要はありません。

④安全訓練の実施報告

**監督職員への提出は、工事打合簿による
実施報告書と写真のみ！**

内容については、監督職員が確認の後、請負者にて保管し、工事完成書類に添付する必要はありません。

⑤官公庁等への手続き

許可後の資料は提示。監督職員への提出不要！

工事完成書類に添付・工事打合せ簿による提出の必要はありません。監督職員から請求があった場合のみ提出してください。

⑥建設業退職金共済制度の共済証紙の受払簿

監督職員等への提出は不要！

工事完成書類に添付する必要はありません。

完成検査時に確認できるように準備しておいてください。

⑦社内検査報告書・自主検査報告書

監督職員等への提出は不要！

工事完成書類に添付する必要はありません。

完成検査時に確認できるように準備しておいてください。

⑧段階確認・立会

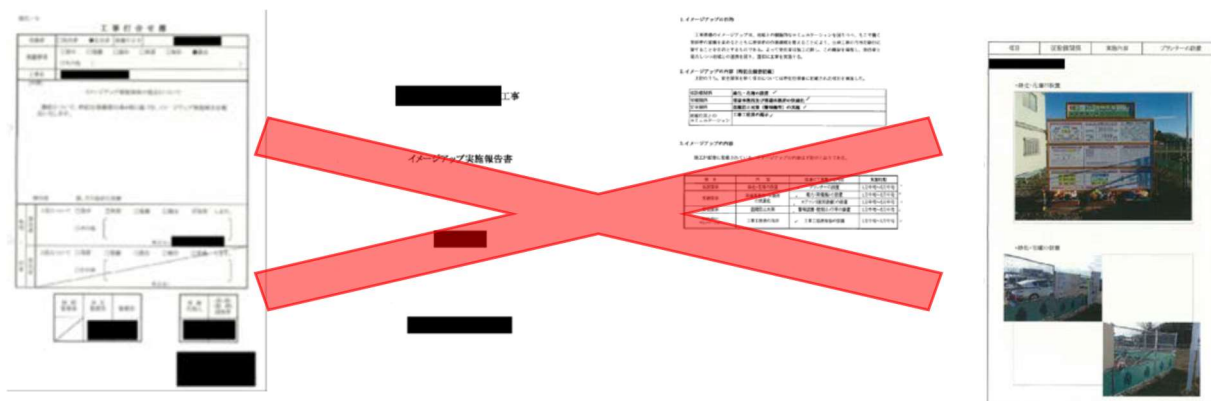
監督職員等が臨場したものは、再度の写真管理は不要！

監督職員等が段階確認・立会に臨場した後、受注者は臨場箇所の写真管理は不要です。

⑨工事現場の現場環境改善

納品書や請求書等の添付は不要！

施工計画書には、実施計画と見積書の写しを添付し、
工事完成書類には、実施報告書と写真のみの添付とします。
※写真は、電子納品の場合、紙提出の必要はありません。



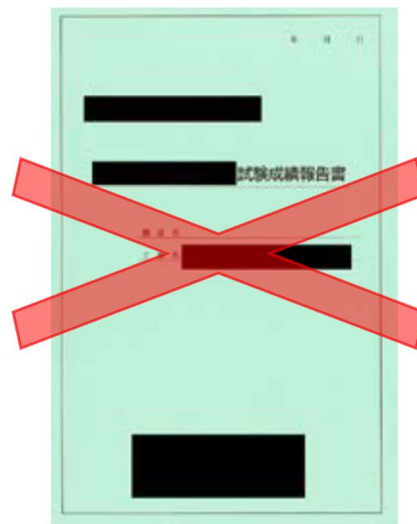
作成・添付不要

⑩品質証明※1

監督職員へ提出するのは、品質証明書のみ！

品質証明書には、品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類を添付する必要はありません。

| | | | | |
|--|-----|----|----------|--------------|
| 【参考様式】 | | | | |
| 品質証明書 | | | | 年月日： |
| | | | | 工事名： |
| 品質証明記事 | | | | |
| 品質証明事項 | 実施日 | 箇所 | 品質証明員氏名印 | 記事 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。 | | | | |
| | | | | 受注者 住所 氏名 |



作成・添付不要

※1：予定価格が1億円以上の工事（維持工事、建築工事、港湾漁港工事は除く）で特記仕様書に明示している工事については、受注者は品質証明員を定め、品質確認を行うこととしている。（土木工事共通仕様書参照）

⑪ 設計図書の照査確認資料

契約書18条第1項に該当があった場合のみ作成・提出！

受注後、遅滞なく設計図書の照査を行い、該当する事実を発見したときは、直ちに報告してください。

⑫ 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

確認写真は作成不要！

監督職員が施工プロセスのチェックリストで確認できるため、工事完成書類に写真を添付する必要はありません。

⑬ 休日・夜間作業届

口頭、電子メールで連絡のみ。工事打合簿の提出不要！

現道上の工事はメールで提出してください。

⑭ 材料使用承認願（営繕関係工事除く）

**請負金額が1,000万円未満の場合は、資料等を原則請求
しないこととします。提出は総括表のみ！**

製造工場名、所在地及び備考欄へのJIS〇〇〇〇や〇〇協会などの記載は必要です。不使用等状況報告書の提出は必要です。

⑮ 下請届け

下請届の廃止！

施工体制台帳等の提出で確認します。不使用等状況報告書の提出は必要です。

⑯ 施工管理基準

必須項目や測定・撮影頻度を確認し、 最小限の書類を作成！

- 基準に満たない測定数の場合、工程能力図の作成不要です。
- 測定基準にある測定延長（1施工箇所）は、工事単位とします。



作成不要書類を添付しても工事成績では評価しません。

本ガイドにおいて作成不要としている書類（写真等）を添付しても、工事成績では評価されません。

施工途中や工事完了に伴う書類として必要なもの

| 契約書関係 | 提出書類 | 根拠法令 | 内容 | 完成図書提出 | 打合せ簿提出 | 提出 | 監督員・検査員へ提示 | 作成不要 | 備考 | |
|--------------|------------------|----------------------------------|--|----------------------------|--------|----|------------|------|---|---|
| 契約書関係 | 工程表 | 契約書第3条1項 | 契約締結後7日以内 | | | | ○ | | | |
| | 請負代金内訳書 | 契約書第3条2項 | | | | | ○ | | 発注者が求めた場合提出 | |
| | 現場代理人主任技術者 | 契約書第10条 | 工事現場に設置し、設計書に定めるところにより、その氏名その他必要事項を通知しなければならない | | | | ○ | | 変更のある場合も含む | |
| | 工事材料の品質及び検査等 | 契約書第13条 関連 | 不使用等状況報告書の提出 | | ○ | | | | | |
| | 監督員の立会及び工事記録の整備等 | 契約書第14条第5項 | 監督員が立ち会うことが出来ない場合の工事記録の整備 | | ○ | | | | 監督員の請求があった場合に提出 | |
| | 条件変更等 | 契約書第18条 共通仕様書1-1-1-3の2 | | | | ○ | | | 該当する事実を発見した場合または、特記仕様書に記載してある場合に提出 | |
| | 前払金 | 契約書第34条 | | | | | ○ | | 前払い金が必要な場合に提出 | |
| | 工事着手届 | | | | | | | ○ | | |
| | 説明書 | 建設リサイクル法第12条第1項 | 様式第1号 | | | | ○ | | 500万円以上の土木工事 | |
| | 通知書 | 建設リサイクル法第11条 | 鹿児島県知事へ通知（北薩地域振興局建設部土木建築課） | | | | ○ | | 500万円以上の土木工事 | |
| | 検査及び引き渡し | | 契約書第31条 | 工事を完成したときは、その旨を通知しなければならない | | | | ○ | | |
| | | | 契約書第31条第4項 | 工事目的物の引き渡し | | | | ○ | | |
| | 請負代金の支払い | 契約書第32条第1項 | 請負代金の請求 | | | | ○ | | | |
| 共通仕様書 | 設計図書の照査等 | 契約書第18条 共通仕様書1-1-1-3の2 | | | ○ | | | | 該当する事実を発見した場合または、特記仕様書に記載してある場合に提出 | |
| | 施工計画書 | 共通仕様書1-1-1-4 | 工事目的物を完成するために必要な手順・施工方法等の監督員へ提出 | | ○ | | | | | |
| | | 共通仕様書1-1-1-4の2 | 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合 | | | ○ | | | ・当初予定から新たに追加された工種 ・当初計画の施工方法や品質管理計画等に変更が生じた場合等に提出 | |
| | | 共通仕様書1-1-1-4の2 | 重要な変更以外の場合 | | | ○ | | ○ | ・工期の延長により、工程表や安全訓練実施計画に変更が生じた場合に提出 ・ 施工手順・施工方法に変更が無く数量のみの変更の場合 ・ 契約金額のみの変更の場合 | |
| | 工事カルテの作成、登録 | 共通仕様書1-1-1-5 | 監督員の通知書の確認及び確認書の提出 | | | ○ | | | ・ メールでの活用を推進 | |
| | 施工体制台帳 施工体系図 | 共通仕様書1-1-1-10の1 | 下請け契約を締結した場合は、施工体制台帳の提出 | | | ○ | | | | ・ 下請け金額に関係なく提出すること |
| | | | 不使用等状況報告書の提出 | | | ○ | | | | |
| | | 共通仕様書1-1-1-10の2 | 施工体系図の監督員への提出 | | | ○ | | | | ・下請金額に関係なく提出すること |
| | | 共通仕様書1-1-1-10の4 | 施工台帳に変更があった場合監督員への提出 | | | ○ | | | | |
| | 工期の変更 | 契約書第21条、22条 共通仕様書1-1-1-15の2 | 工期の変更の対象と確認された場合の工期変更協議書の提出 | | | ○ | | | ・受注者からの工期変更の場合 | |
| | 工事現場発生品 | 共通仕様書1-1-1-17の1 | 現場発生品調書の作成 | | | ○ | | | ・現場発生品がある場合 | |
| | 建設副産物 | 共通仕様書1-1-1-18の2 | マニフェストの提示 | | | | ○ | | ◆ 完成図書への添付は不要とする（検査時点で確認できること） | |
| | 工事完成図 | 共通仕様書1-1-1-19 | 工事完成図書等の作成 | | ○ | | | | ・作成対象工事と明示された場合 | |
| | 工事完成検査 | 共通仕様書1-1-1-20 | 工事完成通知書の提出 | | | | ○ | | | |
| | 施工管理 | 共通仕様書1-1-1-23の3 | 工事看板の見やすい所への表示 | | | ○ | | | ・設置が出来ない箇所の場合は監督員の承諾を得て省略できる。 | |
| | 履行報告 | 契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24 | 履行状況報告 | | | ○ | | ○ | ・月報報告のみ ◆現在は月報報告に安全訓練も一緒に提出しているので月報と安全訓練報告書の提出 ● 詳細な資料などは監督員へ提示 | |
| | 工事中の安全確保 | 共通仕様書1-1-1-26の9 | 安全訓練の施工計画書への記載提出 | | | ○ | | | | ※施工計画書に記載のこと |
| | | 共通仕様書1-1-1-26の10 土木請負工事必携P187 | 安全訓練の実施報告 | | | ○ | | ○ | | ・監督員から請求があった場合や特記仕様書に記載してあった場合は提出・提示 ・工事打合せ簿での提出は実施報告書と写真（内容は監督員が確認後、請負者にて保管） ◆工事完成書類に添付は不要 |
| | | 共通仕様書1-1-1-26の15 | 災害発生時の安全確保、監督員への通知 | | | ○ | | | | ・速報は口答で連絡する |
| | | 共通仕様書1-1-1-26の16 | 地下埋設物等の位置、深さ等の調査報告 | | | ○ | | | | ・工事打合せ簿または、施工計画書で報告 |
| | 環境対策 | 共通仕様書1-1-1-30の6 | 排対・低塵の建設機械写真の添付 | | | | | ○ | | |
| | 交通安全管理 | 共通仕様書1-1-1-32の3 | 大型ダンプや大型輸送機械を使用する場合の必要事項の報告 | | | ○ | | | | ・必要が生じたら提出のこと。 |
| | | 共通仕様書1-1-1-32の12 | 建設機械及、資材等の運搬に一般制限を超える車両の通行許可 | | | ○ | | | | ・監督員が確認のこと。 |
| | 諸法令の遵守 | 共通仕様書1-1-1-34の3 契約書第18条 | 関係法令と工事計画、図面、特記仕様書などとの整合性の報告 | | | ○ | | | | ・法令等との矛盾や不適合が判明された場合 |
| | 官公庁等への手続き | 共通仕様書1-1-1-35の3 | 官公庁への許可・承諾等の書面の写しの提示 | | | | | ○ | | ・監督員が請求したら提出する。また、監督員へ説明すること。 |
| | 施工時期及び施工時間の変更 | 共通仕様書1-1-1-36の1 | 設計書に定める場合で官公庁の休日に作業を行う場合の理由書の提出 | | | | | ○ | | ・休日を実施する場合（メール・口頭） |
| | 工事測量 | 共通仕様書1-1-1-37 | 工事着手後の測量結果の提出 | | | ○ | | | | |
| 保険の付保及び事故の補償 | 共通仕様書1-1-1-40 | 建設業退職金制度に係る掛金収納書の提出（1ヵ月以内に発注者へ） | | | | ○ | | | | |

施工途中や工事完了に伴う書類として必要なもの

| | 提出書類 | 根拠法令 | 内容 | 完成図書提出 | 打合せ簿提出 | 提出 | 監督員・検査員へ提示 | 作成不要 | 備考 |
|---------------------|-------------------------------|--|------------------------------------|--------|--------|----|------------|---|--|
| 工事中 | 工事打合せ簿 | 提出・報告・通知・届出・指示・協議・承諾 | | | ○ | | | | ・電子メールの活用を基本とするが、紙ベースの提出でも可能。(監督職員と協議し決定してください。) |
| | 電子納品事前協議 | 薩摩川内市電子納品の手引き(案) | | ○ | | | | | ・発注者側の書類として完成図書に添付。 |
| | 建設業退職金共済制度の配布 | | 建設業退職金共済制度の証紙配布確認 | | | | ○ | | ・完成図書への添付は不要。 ・完成検査時に受払書及び手帳で確認。 |
| | 社内検査報告書・自主検査報告書 | | 社内・自主検査報告書確認 | | | | ○ | | ・完成検査時点で提示確認。 |
| 品質管理 | 品質管理総括表 | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-1 | ○ | | | | | |
| | 品質管理成果総括表 | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-2 | ○ | | | | | |
| | 試験成果一覧表 | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-3 | ○ | | | | | |
| | 品質管理工程能力図 | | 標準-5 | ○ | | | ○ | | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | 品質管理工程能力図(コンクリート工) | | 標準-6 | ○ | | | | | |
| | X-R管理データシート | | 標準-7 | ○ | | | ○ | | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | X-R管理図 | | 標準-8 | ○ | | | ○ | | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | X-R s-R m管理データシート | | 標準-9 | ○ | | | ○ | | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | X-R s-R m管理図 | | 標準-10 | ○ | | | ○ | | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | 出来形管理 | 出来形管理総括表 | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-1 | ○ | | | | |
| 出来形管理成果総括表 | | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-2 | ○ | | | | | |
| 測定成果一覧表 | | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-4 | ○ | | | | | |
| 出来形管理工程能力図 | | | 標準-5 | ○ | | | ○ | | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| X-R管理データシート | | | 標準-7 | ○ | | | ○ | | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| X-R管理図 | | | 標準-8 | ○ | | | ○ | | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| X-R s-R m管理データシート | | | 標準-9 | ○ | | | ○ | | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| X-R s-R m管理図 | | | 標準-10 | ○ | | | ○ | | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| 写真管理 | | 黒板で寸法等確認出来れば、写真の横に記載しなくても良い。 | | | | | | | |
| | | 撮影箇所一覧 | | ○ | | | | | ◆工事工程で、市監督職員等が立会いたものについては、発注者で再度写真管理しなくても良い。 |
| | | 品質管理写真撮影箇所一覧(一般土木編)による | | ○ | | | | | |
| | | 出来形管理写真撮影箇所一覧(一般土木編・港湾漁港編)による | | ○ | | | | | |
| その他 | コンクリート耐久性向上対策 | 土木施工管理基準付-4 ~付-11 | ◆現場打ちコンクリートの場合 | | | | | | 橋台・橋脚・現場打ち杭等・上部工・擁壁工(高さ1m以上)・水路(内幅2m以上)・護岸・舗装・その他重要な構造物 |
| | | | ・塩化物総量規制試験 | ○ | | | | | ・塩化物イオン量0.3kg/m ³ 以下 |
| | | | ・アルカリ骨材反応抑制対策試験 | ○ | | | | | ・コンクリート1m ³ にNa ₂ O換算で3.0kg以下 |
| | コンクリート構造物の品質確保 | 土木施工管理基準付-12 ~付-27・付-16~付-22 | ◆テストハンマーによる強度推定調査 | ○ | | | | | ・高さ5m以上鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面積が25m ² 以上のおぼた類、橋梁上・下部工(PCは除く) |
| コンクリート構造物の品質確保の運用 | 土木施工管理基準付-13 ~付-16、付-23~26 | ◆ひびわれ発生状況調査 ・0.2mm以上のひび割れ幅について展開図を作成 | ○ | | | | | ・高さ5m以上鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートおぼた類、橋梁上・下部工(PCは除く) | |
| 工事書類 | 総合評価項目実施報告書 | 総合評価時点で提案した事項 | 提案した内容が完成写真で確認出来ること | ○ | | | | | ・総合評価落札方式により契約した場合に提出 |
| | 現場環境改善の実施報告書 | 通知(平成29年7月24日) 土木請負工事における「現場環境改善費」の運用について | 現場環境改善実施計画書 | ○ | | | ○ | | ・当初設計金額1,000万円以上または特記仕様書に記載の場合の全ての土木工事(港湾・漁港も含む) ・ただし、道路維持工事・河川維持工事・崩土や中洲、寄洲除去・維持浚渫・照明・おぼた・法面及び災害復旧・工場製作は除く) ・実施状況について工事写真に含め提出 ・施工計画書に現場環境改善実施計画及び見積書の写しを添付。 |
| | 段階確認 | 共通仕様書 土木工事共通編3-1-1-6の6 | 段階確認に係わる報告 | ○ | ○ | | | | ・土木共通仕様書P67~P68(表1-1)段階確認一覧 または受注者・発注者で決定した事項を提出 ・実施報告は完成図書に整理 |
| | 品質証明員 | 共通仕様書 土木工事共通編3-1-1-8 | 品質証明に従事する者が工事施工途中で品質管理を行い検査時点までに提出 | | ○ | | | | ・設計書で品質証明の対象工事と明示された場合 |
| | | | 品質証明員を定めた場合の書類の提出 | | ○ | | | | |
| 創意・工夫・社会性等に関する実施報告書 | 共通仕様書 土木工事共通編3-1-1-16 | ・自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目 ・地域社会への貢献として評価できる項目 | | ○ | | | | | ・創意工夫や地域貢献を実施した場合 |

※今後、国・県の書類様式統一や簡素化に併せ適宜変更する。

2 工事成績評定対象外の場合

○スリム化項目

- ①変更施工計画書
 - ②建設副産物関係書類（マニフェスト）
 - ③履行報告
 - ④安全訓練の実施報告
 - ⑤官公庁等への手続き
 - ⑥建設業退職金共済制度の共済証紙の受払簿
 - ⑦社内検査報告書・自主検査報告書
 - ⑧段階確認・立会
 - ⑨工事現場の現場環境改善
 - ⑩品質証明
- 上記のスリム化項目に加え・・・・・・・・

○作成不要の書類

- ①品質管理：品質管理成果総括表及び試験成果一覧表
を除く様式
- ②出来形管理：出来形管理成果総括表及び測定成果一覧表
を除く様式
- ③排出ガス規制等の環境対策型建設機械の写真
- ④創意・工夫・社会性等に関する実施報告書

○完成検査

書類検査は監督職員及び現場代理人の工事概要説明のみとします。（事前に提出されている書類で審査済みの場合）

現地検査は出来ばえ・出来形の確認のみとします。

検査時間の短縮を図ります。

施工途中や工事完了に伴う書類として必要なもの(工事成績評定対象外)

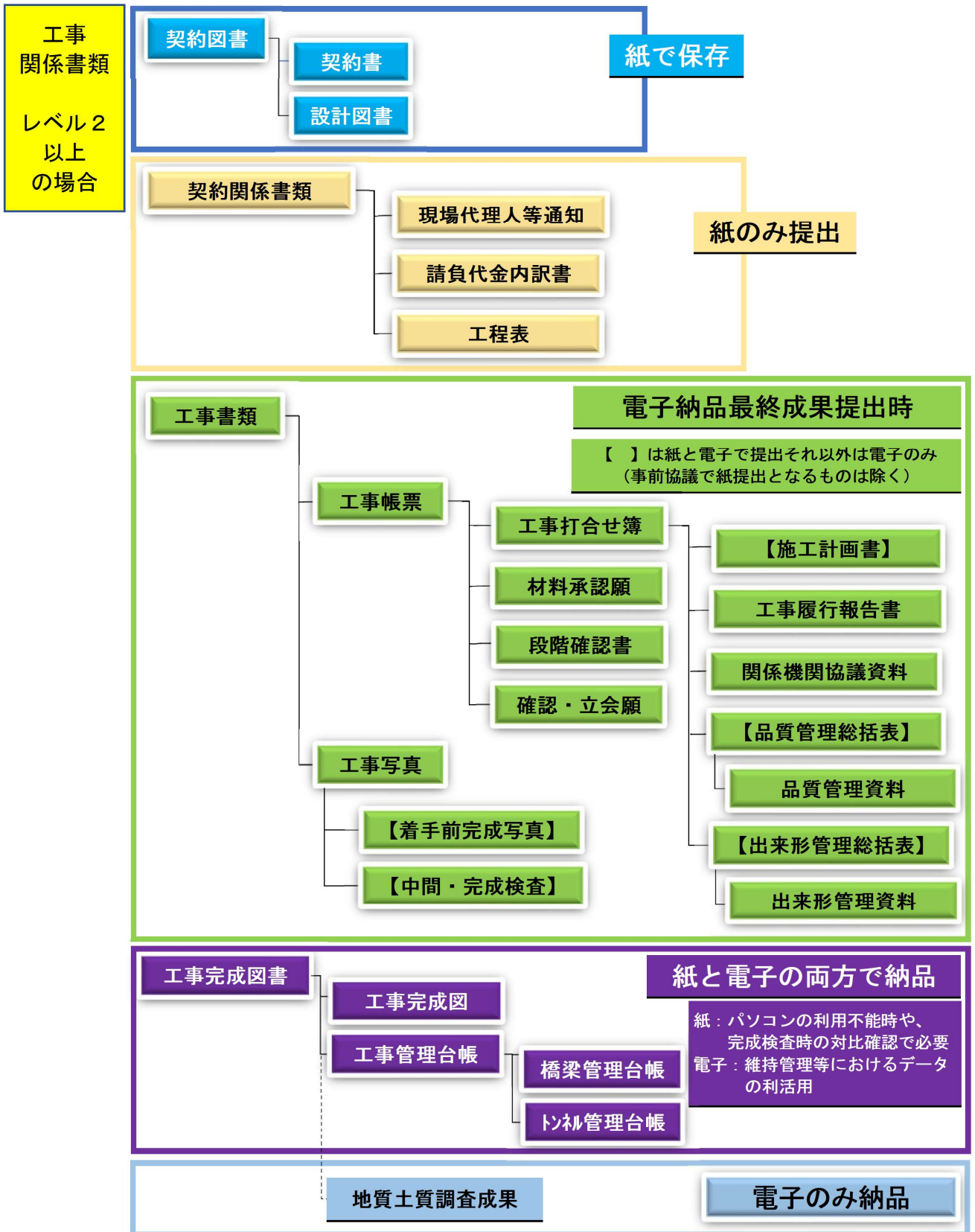
| | 提出書類 | 根拠法令 | 内容 | 完成図書提出 | 打合せ簿提出 | 提出 | 監督員・検査員へ提示 | 作成不要 | 備考 | |
|--------------|------------------|----------------------------------|--|--------|--------|----|------------|------|---|---|
| 契約書関係 | 工程表 | 契約書第3条1項 | 契約締結後7日以内 | | | ○ | | | | |
| | 請負代金内訳書 | 契約書第3条2項 | | | | ○ | | | 発注者が求めた場合提出 | |
| | 現場代理人主任技術者 | 契約書第10条 | 工事現場に設置し、設計書の定めるところにより、その氏名その他必要事項を通知しなければならない | | | ○ | | | 変更のある場合も含む | |
| | 工事材料の品質及び検査等 | 契約書第13条 関連 | 不使用等状況報告書の提出 | | ○ | | | | | |
| | 監督員の立会及び工事記録の整備等 | 契約書第14条第5項 | 監督員が立ち会うことが出来ない場合の工事記録の整備 | | ○ | | | | 監督員の請求があった場合に提出 | |
| | 条件変更等 | 契約書第18条 共通仕様書1-1-1-3の2 | | | | ○ | | | 該当する事実を発見した場合または、特記仕様書に記載してある場合に提出 | |
| | 前払金 | 契約書第34条 | | | | ○ | | | 前払い金が必要な場合に提出 | |
| | 工事着手届 | | | | | | | ○ | | |
| | 説明書 | 建設リサイクル法第12条第1項 | 様式第1号 | | | ○ | | | 500万円以上の土木工事 | |
| | 通知書 | 建設リサイクル法第11条 | 鹿児島県知事へ通知(北薩地域振興局建設部土木建築課) | | | ○ | | | 500万円以上の土木工事 | |
| | 検査及び引き渡し | 契約書第31条 契約書第31条第4項 | 工事を完成したときは、その旨を通知しなければならない 工事目的物の引き渡し | | | ○ | | | | |
| | 請負代金の支払い | 契約書第32条第1項 | 請負代金の請求 | | | ○ | | | | |
| 共通仕様書 | 設計図書の照査等 | 契約書第18条 共通仕様書1-1-1-3の2 | | | ○ | | | | 該当する事実を発見した場合または、特記仕様書に記載してある場合に提出 | |
| | 施工計画書 | 共通仕様書1-1-1-4 | 工事目的物を完成するために必要な手順・施工方法等の監督員へ提出 | | ○ | | | | | |
| | | 共通仕様書1-1-1-4の2 | 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合 | | | ○ | | | ・当初予定から新たに追加された工程 ・当初計画の施工方法や品質管理計画等に変更が生じた場合に提出 | |
| | | 共通仕様書1-1-1-4の2 | 重要な変更以外の場合 | | | ○ | | ○ | ・工期の延長により、工程表や安全訓練実施計画に変更が生じた場合に提出 ・ 施工手順・施工方法に変更が無く数量のみの変更の場合 ・ 契約金額のみの変更の場合 | |
| | 工事カルテの作成、登録 | 共通仕様書1-1-1-5 | 監督員の通知書の確認及び確認書の提出 | | | ○ | | | ・ メールでの活用を推進 | |
| | 施工体制台帳 施工体系図 | 共通仕様書1-1-1-10の1 | 下請け契約を締結した場合は、施工体制台帳の提出 | | | ○ | | | | ・ 下請け金額に関係なく提出すること |
| | | | 不使用等状況報告書の提出 | | | ○ | | | | |
| | | 共通仕様書1-1-1-10の2 | 施工体系図の監督員への提出 | | | ○ | | | | ・下請金額に関係なく提出すること |
| | | 共通仕様書1-1-1-10の4 | 施工台帳に変更があった場合監督員への提出 | | | ○ | | | | |
| | 工期の変更 | 契約書第21条、22条 共通仕様書1-1-1-15の2 | 工期の変更の対象と確認された場合の工期変更協議書の提出 | | | ○ | | | ・受注者からの工期変更の場合 | |
| | 工事現場発成品 | 共通仕様書1-1-1-17の1 | 現場発成品調書の作成 | | | ○ | | | ・現場発成品がある場合 | |
| | 建設副産物 | 共通仕様書1-1-1-18の2 | マニフェストの提示 | | | | ○ | | ◆ 完成図書への添付は不要とする(検査時点で確認できること) | |
| | 工事完成図 | 共通仕様書1-1-1-19 | 工事完成図書等の作成 | | ○ | | | | ・作成対象工事と明示された場合 | |
| | 工事完成検査 | 共通仕様書1-1-1-20 | 工事完成通知書の提出 | | | ○ | | | | |
| | 施工管理 | 共通仕様書1-1-1-23の3 | 工事看板の見やすい所への表示 | | | ○ | | | ・設置が出来ない箇所の場合は監督員の承諾を得て省略できる。 | |
| | 履行報告 | 契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24 | 履行状況報告 | | | ○ | | | ・月報報告のみ ◆現在は月報報告に安全訓練も一緒に提出している ので月報と安全訓練報告書の提出 ● 詳細な資料などは監督員へ提示 | |
| | 工事中の安全確保 | 共通仕様書1-1-1-26の9 | 安全訓練の施工計画書への記載提出 | | | ○ | | | | ※施工計画書に記載のこと |
| | | 共通仕様書1-1-1-26の10 土木請負工事必携P187 | 安全訓練の実施報告 | | | ○ | | ○ | | ・監督員から請求があった場合や特記仕様書に記載してあった場合は提出・提示 ・工事打合せ簿での提出は実施報告書と写真(内容は監督員が確認後、請負者にて保管) ◆工事完成書類に添付は不用 |
| | | 共通仕様書1-1-1-26の15 | 災害発生時の安全確保、監督員への通知 | | | ○ | | | | ・速報は口答で連絡する |
| | | 共通仕様書1-1-1-26の16 | 地下埋設物等の位置、深さ等の調査報告 | | | ○ | | | | ・工事打合せ簿または、施工計画書で報告 |
| | 環境対策 | 共通仕様書1-1-1-30の6 | 排対・低震の建設機械写真の添付 | | | | | ○ | | |
| | 交通安全管理 | 共通仕様書1-1-1-32の3 | 大型ダンプや大型輸送機械を使用する場合の必要事項の報告 | | | ○ | | | | ・必要が生じたら提出のこと。 |
| | | 共通仕様書1-1-1-32の12 | 建設機械及、資材等の運搬に一般制限を超える車両の通行許可 | | | ○ | | | | ・監督員が確認のこと。 |
| | 諸法令の遵守 | 共通仕様書1-1-1-34の3 契約書第18条 | 関係法令と工事計画、図面、特記仕様書などの整合性の報告 | | | ○ | | | ・法令等との矛盾や不相当が判明された場合 | |
| | 官公庁等への手続き | 共通仕様書1-1-1-35の3 | 官公庁への許可・承諾等の書面の写しの提示 | | | | | ○ | ・監督員が請求したら提出する。また、監督員へ説明すること。 | |
| | 施工時期及び施工時間の変更 | 共通仕様書1-1-1-36の1 | 設計書に定める場合で官公庁の休日に作業を行う場合の理由書の提出 | | | | | ○ | ・休日に実施する場合(メール・口頭) | |
| | 工事測量 | 共通仕様書1-1-1-37 | 工事着手後の測量結果の提出 | | | ○ | | | | |
| 保険の付保及び事故の補償 | 共通仕様書1-1-1-40 | 建設業退職金制度に係わる掛金収納書の提出(1月以内に発注者へ) | | | | | ○ | | | |

施工途中や工事完了に伴う書類として必要なもの(工事成績評定対象外)

| | 提出書類 | 根拠法令 | 内容 | 完成 図書 提出 | 打合 せ簿 提出 | 提出 | 監督員・ 検査員へ 提示 | 作成 不要 | 備考 |
|-------------------|-------------------------------|--|---|----------------|----------------|----|--------------------|----------|--|
| 工事中 | 工事打合せ簿 | 提出・報告・通知・届出・指示・協議・承諾 | 成績評定対象外の検査書類 ・打合せ簿提出となっているものは全て対象 | | ○ | | | | ・電子メールの活用を基本とするが、紙ベースの提出でも可能。(監督職員と協議し決定してください。) |
| | 電子納品事前協議 | 薩摩川内市電子納品の手引き(案) | | ○ | | | | | ・発注者側の書類として完成図書に添付。 |
| | 建設業退職金共済制度の配布 | | 建設業退職金共済制度の証紙配布確認 | | | | ○ | | ・完成図書への添付は不要。 ・完成検査時に受払書及び手帳を確認。 |
| | 社内検査報告書・自主検査報告書 | | 社内・自主検査報告書確認 | | | | ○ | | ・完成検査時点で提示確認。 |
| 品質管理 | 品質管理総括表 | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-1 | ⊗ | | | | ○ | |
| | 品質管理成果総括表 | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-2 | ○ | | | | | |
| | 試験成果一覧表 | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-3 | ○ | | | | | |
| | 品質管理工程能力図 | | 標準-5 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | 品質管理工程能力図(コンクリート工) | | 標準-6 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | |
| | X-R管理データシート | | 標準-7 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | X-R管理図 | | 標準-8 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | X-R s-R m管理データシート | | 標準-9 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | X-R s-R m管理図 | | 標準-10 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が10点以上の場合作成し提出 10点未満は提示 |
| | 出来形管理 | 出来形管理総括表 | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-1 | ⊗ | | | | ○ |
| 出来形管理成果総括表 | | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-2 | ○ | | | | | |
| 測定成果一覧表 | | 共通仕様書1-1-1-23の8 | 標準-4 | ○ | | | | | |
| 出来形管理工程能力図 | | | 標準-5 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| X-R管理データシート | | | 標準-7 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| X-R管理図 | | | 標準-8 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| X-R s-R m管理データシート | | | 標準-9 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| X-R s-R m管理図 | | | 標準-10 | ⊗ | | | ⊗ | ○ | ・測定数が20点以上の場合作成し提出 20点未満は提示 |
| 写真管理 | 工事写真 | 黒板で寸法等確認出来れば、写真の横に記載しなくても良い。 | | | | | | | |
| | 撮影箇所一覧 | | | ○ | | | | | ◆工事工程で、市監督職員等が立会いたものについては、受注者で再度写真管理しなくても良い。 |
| | 品質管理写真撮影箇所一覧(一般土木編)による | | | ○ | | | | | |
| | 出来形管理写真撮影箇所一覧(一般土木編・港湾漁港編)による | | | ○ | | | | | |
| その他 | コンクリート耐久性向上対策 | 土木施工管理基準付-4 ~付-11 | ◆現場打ちコンクリートの場合 ・塩化物総量規制試験 ・アルカリ骨材反応抑制対策試験 | ○ | | | | | 橋台・橋脚・現場打ち杭等・上部工・擁壁工(高さ1m以上)・水路(内幅2m以上)・護岸・舗装・その他重要な構造物 ・塩化物イオン量0.3k g/m3以下 ・コンクリート1m3にNa ₂ O換算で3.0k g以下 |
| | コンクリート構造物の品質確保 | 土木施工管理基準付-12 ~付-27・付-16~付-22 | ◆テストハンマーによる強度推定調査 | ○ | | | | | ・高さ5m以上鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面積が25m ² 以上の割れ部・橋梁上・下部工(PCは除く) |
| | コンクリート構造物の品質確保の運用 | 土木施工管理基準付-13 ~付-16、付-23~26 | ◆ひびわれ発生状況調査 ・0.2mm以上のひび割れ幅について展開図を作成 | ○ | | | | | ・高さ5m以上鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリート割れ部・橋梁上・下部工(PCは除く) |
| | 総合評価項目実施報告書 | 総合評価時点で提案した事項 | 提案した内容が完成写真で確認出来ること | ○ | | | | | ・総合評価落札方式により契約した場合に提出 |
| 工事書類 | 現場環境改善の実施報告書 | 通知(平成29年7月24日) 土木請負工事における「現場環境改善費」の運用について | 現場環境改善実施計画書 | ○ | | | ○ | | ・当初設計金額1,000万円以上または特記仕様書に記載の場合の全ての土木工事(港湾・漁港も含む) ・ただし、道路維持工事・河川維持工事・崩土や中洲、沓洲除去・維持浚渫・照明・オーバレイ・法面及び災害復旧・工場製作は除く) ・実施状況について工事写真に含め提出 ・施工計画書に現場環境改善実施計画及び見積書の写しを添付。 |
| | 段階確認 | 共通仕様書 土木工事共通編3-1-1-6の6 | 段階確認に係わる報告 | ○ | ○ | | | | ・土木共通仕様書P67~P68(表1-1)段階確認一覧または受注者・発注者で決定した事項を提出 ・実施報告は完成図書に整理 |
| | 品質証明員 | 共通仕様書 土木工事共通編3-1-1-8 | 品質証明に従事する者が工事施工途中に品質管理を行い検査時点までに提出 品質証明員を定めた場合の書類の提出 | | ○ | | | | ・設計書で品質証明の対象工事と明示された場合 |
| | 創意工夫・社会性等に関する実施報告書 | 共通仕様書 土木工事共通編3-1-1-16 | ・自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目 ・地域社会への貢献として評価できる項目 | ⊗ | | | | ○ | ・創意工夫や地域貢献を実施した場合 |

※今後、国・県の書類様式統一や簡素化に併せ適宜変更する。

3 工事書類の二重納品防止



①工事着手時

事前協議により、作成する工事書類を明確化！

工事書類の事前協議方法

受発注者にて協議を行い、工事書類の提出方法を決定。

「工事完成図書作成に伴う書類の簡素化について」に基づき協議

電子納品・電子検査の協議方法

「電子納品等運用ガイドライン」における事前協議チェックシートにより協議

「電子納品・電子検査事前協議チェックシート(土木工事用)」に基づき協議

○事前協議の結果を踏まえ作成

②施工中

協議に添付する書類は必要最小限かつ簡潔に！

施工中の協議において、添付する書類を必要最小限とするよう、受発注者双方で意識して進めることが大切です。

照査結果により発生した以下の書類作成は発注者の責任で実施

○計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等

※受注者に作成を指示する場合、作成費用は発注者が負担

【設計変更ガイドライン、照査ガイドライン参照】

電子納品レベル2以上は情報共有システムを活用！

薩摩川内市では、さらなる工事書類の削減など業務効率化を図ることを目的に、電子納品レベル2以上の工事を対象に情報共有システムの活用の試行を開始します。

③検査時

検査職員は不要な書類の提出、提示は求めない！

受注者は、不要な書類は作成しないこと

工事書類の二重提出（電子と紙）はしないこと、
させないこと！

4 増やしていませんか？

①施工体制台帳

「測量・調査」「運搬」「警備」「資材納入」の下請けであるのに施工体制台帳を作成していませんか。

- ①伐採及び測量調査等の工事現場で作業を行う業務
- ②土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ③工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- ④資材の納入を行う業務の場合は、施工体制台帳の作成は不要です。

ただし、①～③及び監督職員が指示した業務は、施工体系図の作成は必要です。

施工体制台帳の添付資料に、指定書類以外を添付していませんか。

施工体制台帳の添付書類は、

- ①施工体制台帳及び再下請け通知書に関する建設工事の請負契約書
- ②工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書
- ③元請業者が置いた主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面（専任の監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し）
- ④元請業者が置いた主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- ⑤元請業者が置いた専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面

添付書類

発注者との契約書の写し

下請契約書の写し

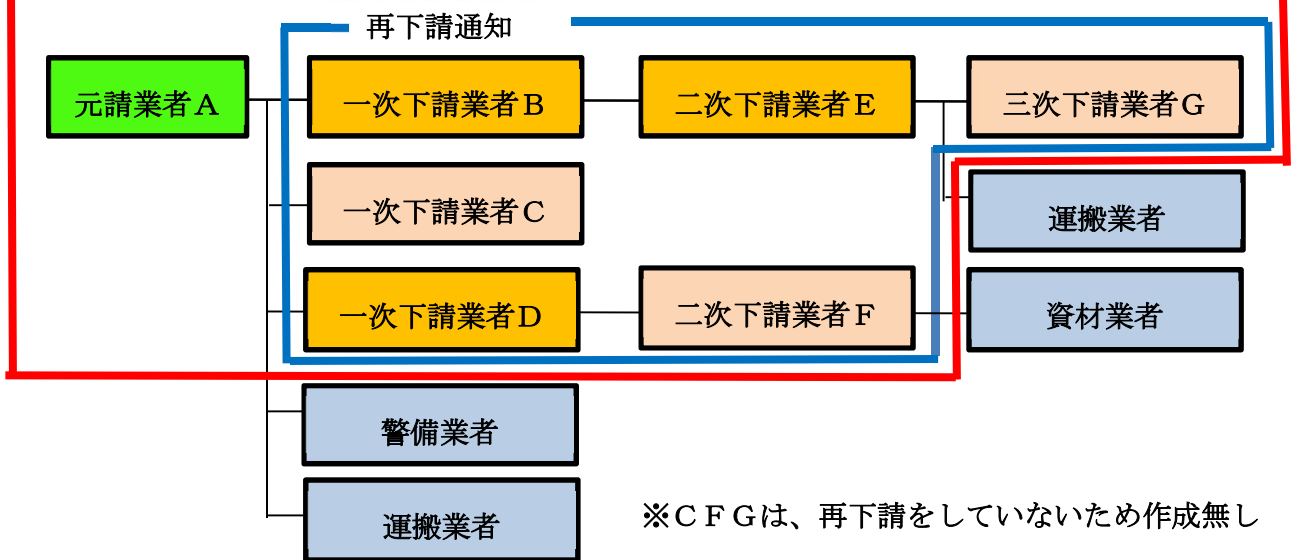
請負代金内訳書の写し

元請主任技術者・監理技術者関係◎
主任技術者又は監理技術者の資格を
証する書面

◎主任技術者又は監理技術者の健康
保険証等の写し

※専門技術者を配置した場合も同様

施工体制台帳を作成しなければならない範囲



※C F Gは、再下請をしていないため作成無し

